

ID: 1790

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の12の3		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (公告) 第10条の12の3 市町村の長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。 (1) 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積 (2) 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨 (3) 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨 (4) 次に掲げる者は、公告の日から起算して6月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨 イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第10条の12の7第1項において「不確知森林共有者等」という。) ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの (5) その他農林水産省令で定める事項 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日